

高松市総合計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高松市総合計画の推進について、意見を求めるため、高松市総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 推進会議の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画（地方版総合戦略を含む）の推進及び効果の検証に関すること。
- (2) 地方人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市政に関し見識を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、政策局政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。